

施設使用料の減免基準

対象施設 対象者・利用目的		貸館施設			体育施設			学校開放体育施設
		拠点施設 (文化会館、リージョン プラザ)	一般施設 (市民プラザ、教育プラ ザ等)	地域の集会施設 (地区集会施設、公民 館等)	拠点施設 (リージョンプラザ、総合 体育館等)	専門施設 (大潟体操アリーナ、 柿崎人工芝グラウンド、 陸上競技場等)	一般施設 (一般的な体育館、野球場、多目的広 場、テニスコート等)	
市主催事業		100%免除			100%免除			100%免除
保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校、小学校体育連盟、中学校体育連盟	授業・行事・部活動				減免なし	100%免除 ※部活動による利用は午後7時まで		
市が育成し、又は設立に関与した団体等 (健康づくりリーダー、13区の住民組織、町内会長連絡協議会、小中学校PTA連絡協議会等)	総会・会議、行事				100%免除			
市共催事業		50%減額			50%減額			50%減額
高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等学校体育連盟	授業・行事・部活動				減免なし	50%減額 ※部活動による利用は午後7時まで		減免なし
各種連合体 (子ども会連合会、老人クラブ連合会等)	総会・会議、行事	50%減額			減免なし	【団体のある地域自治区内の施設】 100%免除 ※合併前上越市は1単位 【地域自治区外の施設】 50%減額		【中学校区内の施設】 100%免除 【中学校区外の施設】 50%減額
地縁組織 (町内会、子ども会、老人会、婦人会、青年会等)	総会・会議、行事 (一部の有志による趣味的な利用は対象外)							
上越市体育協会、総合型地域スポーツクラブ	総会・会議、大会、スポーツ教室、講習会				【団体のある地域自治区内の施設】 100%免除	100%免除		
各種競技協会・連盟 (野球協会、バレーボール協会、ゲートボール連盟等)					【地域自治区外の施設】 50%減額	50%減額		
青少年(中学生以下)のクラブ	上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブの加盟団体かつ定期利用団体	50%減額			50%減額	100%免除		【中学校区内の施設】 100%免除 【中学校区外の施設】 50%減額
	上記以外 (文化系のクラブを含む)				総会・会議、大会、発表会、団体の日常的な練習	減免なし	50%減額	
成人のスポーツクラブ(上越市体育協会又は総合型地域スポーツクラブの加盟団体かつ定期利用団体に限る)		減免なし			50%減額			減免なし

※学校開放体育施設の照明設備は一般施設として扱う。
 ※上越文化会館、リージョンプラザ上越、福祉交流プラザについては、一部の対象者、利用目的において、従前の基準により運用する。